

2022年度 回転機械 SBU 安全衛生・健康管理重点方針・施策

2022年度IHIグループ安全衛生・健康管理重点方針に基づき、回転機械 SBU 基本方針の実現に向けて、「安全はすべてに優先する」の原点に改めて立ち返り、安全で安心して働くことができる職場づくりに取り組む。

【安全衛生基本方針】

全ての職場で「安全五原則」を実践することにより、安全を最優先とする行動の徹底を図り、安心して働くことができる職場を実現し、「完全無災害」を目指す。

心身共に健康で生き活きと働くことのできる職場環境を実現するために、全員参加でウェルビーイングを高める活動に取り組む。

※ウェルビーイング(Well-Being)

“こころ”と“からだ”が健康で、いきいきと働き、個人も組織も活力ある状態

【管理目標】

- ・安全衛生管理:全災害 ゼロ
- ・健康管理 :①高ストレス職場(健康リスク120以上)ゼロ
②受動喫煙ゼロ
③ウェルビーイング指標の向上※職場健康度調査による組織の活性度の期待役割の理解 4.0 以上、疲労回復 3.5 以上

1. 安全管理重点課題・施策

(1) 全員参加による安全最優先の職場づくり

① 事業部門・工場幹部のリーダーシップによる「安全最優先の風通しの良い職場」づくり

- ・管理監督者による日々の現場確認。
- ・作業員同士がコミュニケーションを図り、「危ないことは危ない」と言える職場環境を作る。
- ・TBM の機会に作業員が発言できるような職場風土を作り、活性化を図る。
- ・作業員どうし思いやりを持ち、声を掛け合う風土を作る。

② ルールの整備・有効性の再点検と、ルールを守り守らせる職場環境づくり

- ・ルールや各種点検項目が実態に合っているのかを再点検する。
- ・協力会社を含め、各種教育を通じてルールを知り、順守する。

(2) 「IHI グループ安全基本原則」の実作業への確実な落とし込み

① 経営幹部及び管理監督者は、作業計画段階におけるリスクの確実な把握と対策の徹底

- ・ハザードマップを作成し、作業員が危険、有害箇所への接触を回避させる。
- ・業務フローを考慮したリスクアセスメントを実施し、たちまち対策が立てられない事項は、KY 等で確実に周知する。

② 管理監督者は、「身体を張った作業」を洗い出し、改善する。

- ・体を張った作業を調査し、その結果に基づいた改善を作業手順書に反映する。
- ・作業員の行動観察を重視したチェック表を用いてパトロールを実施する。

(3)他部門の災害・過去災害を自部門に置き換えた安全対策の推進

- ①管理監督者は、「ヒヤリハット」情報を収集し共有する。特に、「転倒・モノの落下」災害対策の未然防止を強化する
 - ・ヒヤリハット情報共有の継続。
 - ・ヒヤリハット事例と過去の災害事例を結び付けた KYT を行う。
 - ・「転倒」「モノの落下」災害防止に重点をおいた作業環境を整える。
- ②作業員は、危険または不安を感じたら「すぐに作業を止め、安全対策後に作業再開」を徹底する
- ③設計部門との「メンテナンス作業を考慮した製品設計」の土台づくり
 - ・安全 G で収集した現地からの「～づらい作業」の現状を設計部門と情報共有する。
 - ・製品設計時に取り除ける不安全要因を抽出し、実現可能な要因を製品設計に反映させる。

(4)ICT の積極的活用による危険感受性の向上と安全管理活動のレベルアップ

- ①安全管理状況の見える化、安全教育・作業安全シミュレーション、現場安全管理の効率化等（Web カメラ、リモートパト、VR、3D、タブレット活用等）
 - ・VR を用いた疑似体験により、危険を感じとる力の向上を図る。
 - ・情報の見える化など電子化し、監督業務の現地書類確認を軽減する。

2. 健康管理重点方針

(1)活力を生むウェルビーイング活動の強化

①個人の活力向上～一人ひとりの主体的な健康づくりの推進～

活力の土台となる健康づくりの実践（運動・睡眠・食事・禁煙など）

- (A) 受動喫煙ゼロを目指した体制づくり、禁煙推進の活動
- (B) 定期的に健康づくり（運動・睡眠・食事・女性の健康など）に関する情報を発信、ウエルネス通信・健康教育や研修の定期的な開催

②職場の活力向上～いきいきと働く職場づくりの推進～

積極的な対話を通じたウェルビーイング向上活動

- (A) 経営幹部は、職場活力向上が必要と考えられる職場を選定し、経営資源の投入を含めた職場改善活動の支援を行う。
- (B) 管理監督者は、人事担当者および産業保健スタッフと連携し、従業員同士が相互に相談しやすい職場風土の醸成に努め、職場健康度調査を利用した職場改善活動を行う。
- (C) 人事担当者と産業保健スタッフは相互連携の上、管理監督者が自職場で取り組む職場改善活動の進捗状況について確認し、職場改善活動の支援を行う。

(2)基盤となるヘルスケアの継続

①健康リスク保有者への対策強化

- (A) 心ころ;メンタル対応ガイドラインに沿った不調者への適切・迅速な対応
- (B) からだ;疾病重症化予防, 特定保健指導による疾病予防

②コロナ感染拡大予防対策

職場でクラスターを発生させないための継続的取り組み

以 上